

20 関係法令及び規約等

20-1 災害救助法

1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令抜粋）

- 1 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 2 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 3 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- ② 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第1 [第1条]

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第2〔第1条〕

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第3〔第1条〕

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

別表第4〔第1条〕

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上	12,000

2 災害救助法費用限度額（令和元年度災害救助基準）

救助の種類	対象者及び費用の限度額
避難所の設置	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。

救助の種類	対象者及び費用の限度額																											
炊出し、その他による救品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 1人1日当たり 1,160円以内 (1食は 1/3日)																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊、全焼、流失</td> <td>夏</td> <td>18,800円</td> <td>24,200円</td> <td>35,800円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200円</td> <td>40,400円</td> <td>56,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊、半焼、床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100円</td> <td>8,300円</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000円</td> <td>13,000円</td> <td>18,400円</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	全壊、全焼、流失	夏	18,800円	24,200円	35,800円	冬	31,200円	40,400円	56,200円	半壊、半焼、床上浸水	夏	6,100円	8,300円	12,400円	冬	10,000円	13,000円	18,400円
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯																								
全壊、全焼、流失	夏	18,800円	24,200円	35,800円																								
	冬	31,200円	40,400円	56,200円																								
半壊、半焼、床上浸水	夏	6,100円	8,300円	12,400円																								
	冬	10,000円	13,000円	18,400円																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊、全焼、流失</td> <td>夏</td> <td>42,800円</td> <td>54,200円</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>65,700円</td> <td>82,700円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊、半焼、床上浸水</td> <td>夏</td> <td>15,100円</td> <td>19,000円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>21,900円</td> <td>27,600円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>					区分		4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	全壊、全焼、流失	夏	42,800円	54,200円	7,900円	冬	65,700円	82,700円	11,400円	半壊、半焼、床上浸水	夏	15,100円	19,000円	2,600円	冬	21,900円	27,600円	3,600円
区分		4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																								
全壊、全焼、流失	夏	42,800円	54,200円	7,900円																								
	冬	65,700円	82,700円	11,400円																								
半壊、半焼、床上浸水	夏	15,100円	19,000円	2,600円																								
	冬	21,900円	27,600円	3,600円																								
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	○建設型応急住宅 (供与期間 2年以内) 1 規 模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸あたり5,714,000円以内 (原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費を含む。) 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用する施設を設置できる。(50戸未満は小規模な施設を設置できる) 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ○賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 規模、供与期間は建設型応急住宅に準じる。 費用は、賃金、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。																											

救助の種類	対象者及び費用の限度額
被災した住宅の応急修理	<p>1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> <p>居室や炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分 1世帯当たり</p> <p>① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</p> <p>② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</p>
学用品の給与	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受け使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品</p> <p>小学校児童 1人あたり 4,500円以内</p> <p>中学校生徒 1人あたり 4,800円以内</p> <p>高等学校等生徒 1人あたり 5,200円以内</p>
死体の捜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者</p> <p>災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>
死体の処理	<p>災害の際、死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く）する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄、消毒等 1体あたり 3,500円以内 ・一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体あたり 5,400円以内 ドライアイスが必要な場合は通常の実費を加算 ・検案、救護班以外は慣行料金 輸送費、人件費は別途計上
埋葬	<p>災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p> <p>1体あたり大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内</p> <p>輸送費、人件費は別途計上</p> <p>災害発生の以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
障害物の除去	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者</p> <p>障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内</p>
医療	<p>医療の途を失った者（応急的処置）</p> <p>1 救護所…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費</p> <p>2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>3 施術者…協定料金の額以内</p>

救助の種類	対象者及び費用の限度額
助産	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金100分の80以内の額
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）当該地域における通常の実費（輸送費、人件費は別途計上）
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。当該地域における通常の実費（輸送費、人件費は別途計上）
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 当該地域における通常の実費、期間は救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	範囲…災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた御前崎市長の総括する常勤職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める（時間外勤務及び旅費は別途に定める額）
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇用費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託料 救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る上記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、以下のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は県知事に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

20-2 自主防災会規約（参考）

（名称）

第1条 この会は、自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、に置く。

（目的）

第3条 本会は、地域住民の生命と財産を守るため、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民に対する防災知識の普及に関するここと。
- (2) 防災訓練の実施に関するここと。
- (3) 避難場所の設定及び住民への周知に関するここと。
- (4) 防災資機材の整備、点検に関するここと。
- (5) 生活物資の確保に関するここと。
- (6) 災害発生時における避難誘導、初期消火、救出、救護等応急対策に関するここと。
- (7) 災害発生時における情報の収集、伝達に関するここと。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第5条 本会は、町内会に居住する全世帯をもって構成する。

（業務分担）

第6条 本会は、災害時等における効果的な活動をはかるため、必要な班を置き、それぞれの業務を分担する。

2 班の編成及び担当する業務は、会長が別に定める。

（役員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 班長 名
- (4) 防災委員 名

（役員の選出）

第8条 役員の選出は、次に定めるところによる。

- (1) 会長は、町内会長の職にある者をもってこれに充てる。
- (2) 副会長、班長は、町内会役職者の中から会長が委嘱する。
- (3) 防災委員は、地区住民の互選により会長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、防災委員の任期は3年とする。

2 役員は、再任することができる。

3 途中退任による後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括し、会議の議長となると共に、災害発生時においては応急活動の指揮命令を行う。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、予め会長の指名する副会長が職務を代行する。

(3) 防災委員は、防災問題についての知識、技術を習得し、地区民の防災意識の高揚を図ると共に、災害発生時においては、その知識、経験を活用して会長に具申し、会長の指示に従い、会務の運営にあたる。

(4) 班長は、会長及び防災委員の指示を受け、班員を指揮して担当業務の遂行にあたる。

(会議)

第11条 本会の会議は、幹部会及び役員総会とし、会長が招集する。

2 幹部会は、正副会長、防災委員、班長をもって構成し、会の運営並びに防災計画の立案及び役員総会から委任された事項について審議する。

3 役員総会は、本会役員全員をもって構成し、本会の運営及び防災計画全般について審議する。

(会議の定足数及び議決)

第12条 すべての会議は、当該役員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもつて議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第13条 本会の経費は、防災会特別会計を以て支弁する。

(事務局)

第14条 本会の事務会計を処理するため。事務局を置く。

2 事務局は、副町内会長が担当する。

(他機関との連携)

第15条 本会は、常に市危機管理課、消防団、警察、交通指導員、日赤奉仕団、病院等防災に關係ある諸機関と連携を密にし、第3条の目的達成に万全を期するものとする。

(規約の改廃)

第16条 この規約を改廃する時は、役員総会の議決を経なければならない。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

※防災委員は自主防災組織の実践的なリーダーとして二年程度その職にじどうり指導に当たつていただける人。
 小さな組織では時間をおつて活動を検討し、二つの役割を分担することが必要でしょう。又情報・消火・救助などの技術を全員が習得し対応していくことが必要でしょう。

※役割分担を決める時は地域に合った各班の活動の量を検討し、特定の班に過重とならないようするべし。

